

国会法の一部を改正する法律案要綱

第一 自由討議

- 1 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも三週間に一回その会議を開くことを要すること。ただし、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでないこと。
- 2 自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができること。
- 3 自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定めること。

(第七十八条関係)

第二 施行期日

この法律は、次の常会の召集の日から施行すること。

(附則関係)

◎ 国会法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七十七条 削除</p> <p>第八章の二 自由討議</p> <p>第七十八条 各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも二週間に一回その会議を開くことを要する。ただし、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでない。</p> <p>② 自由討議の問題につき、議員の動議により、議院の表決に付することができる。</p> <p>③ 自由討議における発言の時間は、特に議院の議決があつた場合を除いては、議長がこれを定める。</p>	<p>第七十七条及び第七十八条 削除</p> <p>〔新設〕</p>